

労働安全衛生法関係試験制度等の見直し検討会

報告書

平成22年4月

目次

第 1 はじめに

第 2 労働安全衛生法関係試験制度等の概要

第 3 労働安全衛生法関係試験の実施状況

第 4 検討事項及びそれに対する主な意見

第 5 労働安全衛生法関係試験制度等の見直しの方向性

第1 はじめに

1 検討の経緯

労働安全衛生法令に基づく免許試験、労働安全・衛生コンサルタント試験並びに作業環境測定士試験については、昭和40年代以降、国の試験制度として整備され、実施されてきたところであり、受験者数は年々増加し、平成20年度においては、19万人を超えているところである。

また、これらの試験については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第75条の2等に基づき、厚生労働大臣の指定する者（以下「指定試験機関」という。）に試験の実施の事務の一部又は全部を行わせることができるとされているところであるが、現在、すべての試験の実施の事務を指定試験機関に実施させているところである。

その試験の現状については、

- ① 免許試験の年間の受験者数が19万人を超える中で、年間受験者数が6万人を超えている試験がある一方、100人を下回るなど受験者数が減少しているものもあり、現在の状況を踏まえて、今後の取扱いについて再検討が求められるものが見られること、
 - ② 試験の実施体制について、真に受験者の利便に沿ったものとなっているかについてチェックが必要となっていること、
 - ③ 試験の手数料について、受益者負担や収支均衡のあり方といった観点から適切に設定されるよう、その設定の考え方について再整理する必要があること、
- 等から、試験制度全般の点検及び受験者の視点に立った試験実施のあり方等の改善の方向性の検討のため、学識経験者からなる「労働安全衛生法関係試験制度等の見直し検討会」（座長：平野敏右千葉科学大学学長）を5回にわたり開催し、議論を行い、本報告書を取りまとめた。

2 「労働安全衛生法関係試験制度等の見直し検討会」参集者名簿

(五十音順：敬称略)

梅原 保 大成建設株式会社安全・環境本部安全部長

漆原 肇 日本労働組合総連合会総合労働局雇用法制対策局部長

熊田 稔 日本通運株式会社業務部次長

竹内 啓博 公認会計士

豊島 裕子 東京慈恵会医科大学医学部医学科講師

○ 平野 敏右 千葉科学大学学長（東京大学名誉教授）

渡邊 鉄也 埼玉大学大学院理工学研究科准教授

○：座長

※ 参集者の所属、役職は、第1回検討会開催時のもの

3 検討会開催状況

第1回 平成21年6月16日(火)

- ・ 労働安全衛生法関係試験制度等について
- ・ 検討会の進め方等について

第2回 平成21年7月8日(水)

- ・ 論点整理(案)について
- ・ 労働安全衛生法関係試験制度等について

第3回 平成21年7月22日(水)

- ・ 論点整理(案)について

第4回 平成21年10月15日(木)

- ・ 中間的な議論の取りまとめ(案)について

第5回 平成22年3月30日(火)

- ・ 報告書案について

第2 労働安全衛生法関係試験制度等の概要

1 労働安全衛生法に係る免許について

労働安全衛生法第12条の規定により、事業者は、都道府県労働局長の免許を受けた者等のうちから衛生管理者を選任しなければならないこととされている。また、同法第14条の規定により、事業者は、労働災害を防止するための管理を必要とする特定の作業について、都道府県労働局長の免許を受けた者等のうちから作業主任者を選任しなければならないこととされている。さらに、同法第61条第1項の規定により、クレーンの運転等の特定の危険業務については、事業者は、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者等でなければ、当該業務に就かせてはならないこととされている。

これらの免許については、同法第72条第1項の規定により、免許試験に合格した者等に対し、免許証を交付して行うこととされているとともに、同法第75条第1項の規定により、免許試験は、都道府県労働局長が行うこととされている。

なお、免許試験は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第69条により、次の表の左欄のとおり区分されている。また、免許試験の合格者が得られる免許の種類及び関係業務等の内容については、それぞれ同表の中欄及び右欄のとおりである。

試験の区分	免許の種類	関係業務等
第1種衛生管理者免許試験	第1種衛生管理者免許	すべての業種において、衛生管理者として選任されることができる。（安衛則第7条）
第2種衛生管理者免許試験	第2種衛生管理者免許	特定の業種において、衛生管理者として選任されることができる。（安衛則第7条）
高圧室内作業主任者免許試験	高圧室内作業主任者免許	高圧室内作業において、作業主任者として選任されることができる。（高圧則第10条）
ガス溶接作業主任者免許試験	ガス溶接作業主任者免許	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業において、作業主任者として選任されることができる。（安衛則第314条）
林業架線作業主任者免許試験	林業架線作業主任者免許	一定の機械集材装置若しくは運材索道の組立て、解体、変更若しくは修理の作業又はこれらの設備による集材若しくは運材の作業において、作業主任者として選任されることができる。（安衛則第513条）
特級ボイラー技士免許試験	特級ボイラー技士免許（別途一定の業務経験が必要）	①一定の大きさのボイラーの取扱いの業務に就くことができる。（安衛則第41条） ②一定の大きさのボイラーの取扱い作業において、作業主任者として選任されることができる。（ボイラー則第24条）
1級ボイラー技士	1級ボイラー	①一定の大きさのボイラーの取扱いの業務に

士免許試験	技士免許（別途一定の業務経験が必要）	就くことができる。（安衛則第 41 条） ②一定の大きさのボイラーの取扱い作業において、作業主任者として選任されることができる。（ボイラー則第 24 条）
2 級ボイラー技士免許試験	2 級ボイラー技士免許	①一定の大きさのボイラーの取扱いの業務に就くことができる。（安衛則第 41 条） ②一定の大きさのボイラーの取扱い作業において、作業主任者として選任されることができる。（ボイラー則第 24 条）
エックス線作業主任者免許試験	エックス線作業主任者免許	一定の放射線業務に係る作業において、作業主任者として選任されることができる。（電離則第 46 条）
ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許試験	ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許	ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務において、作業主任者として選任されることができる。（電離則第 52 条の 2）
発破技士免許試験	発破技士免許	発破の場合におけるせん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理の業務に就くことができる。（安衛則第 41 条）
揚貨装置運転士免許試験	揚貨装置運転士免許	制限荷重が 5 トン以上の揚貨装置の運転の業務に就くことができる。（安衛則第 41 条）
特別ボイラー溶接士免許試験	特別ボイラー溶接士免許	ボイラー又は第 1 種圧力容器の溶接の業務に就くことができる。（安衛則第 41 条）
普通ボイラー溶接士免許試験	普通ボイラー溶接士免許	ボイラー又は第 1 種圧力容器の溶接の業務に就くことができる。（安衛則第 41 条）
ボイラー整備士免許試験	ボイラー整備士免許	ボイラー又は第 1 種圧力容器の整備の業務に就くことができる。（安衛則第 41 条）
クレーン・デリック運転士免許試験	クレーン・デリック運転士免許 ^注	つり上げ荷重が 5 トン以上のクレーン及びデリックの運転の業務に就くことができる。（安衛則第 41 条）
移動式クレーン運転士免許試験	移動式クレーン運転士免許	つり上げ荷重が 1 トン以上の移動式クレーンの運転の業務に就くことができる。（安衛則第 41 条）
潜水士免許試験	潜水士免許	潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務に就くことができる。（安衛則第 41 条）

注 クレーン則第 224 条の 4 により、取り扱うことのできる機械の種類を限定した限定免許（床上運転式クレーン限定免許、クレーン限定免許）がある。

2 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントについて

労働安全衛生法第 81 条第 1 項及び第 2 項の規定により、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントは、労働者の安全又は衛生の水準の向上を図るため事業場の指導等を業として行うこととされている。

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントは、同法第 84 条第 1 項の規定により、労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験に合格した者が労働安全コンサルタント名簿又は労働衛生コンサルタント名簿に所定の事項の登録を受けてなることができることとされており、同法第 82 条第 1 項及び第 83 条第 1 項の規定により、労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験は、厚生労働大臣が行うこととされている。

3 作業環境測定士について

労働安全衛生法第 65 条の規定により、有害な業務を行う屋内作業場等については、事業者は作業環境測定を行い、その結果を記録しておかなければならないとされている。また、作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号）第 3 条の規定により、事業者は、特定の作業場について作業環境測定を行うときは、作業環境測定士に実施させなければならないこととされている。

作業環境測定士は、同法第 5 条の規定により、作業環境測定士試験に合格し、かつ、一定の講習を修了した等の者が、作業環境測定士となる資格を有するとされており、同法第 7 条の規定により、資格を有する者が作業環境測定士となるには、作業環境測定士名簿に所定の事項の登録を受けなければならないこととされている。また、作業環境測定士試験は、同法第 14 条第 1 項の規定により、厚生労働大臣が行うこととされている。

4 試験の実施

1 から 3 に係る試験の実施に関する事務は、労働安全衛生法第 75 条の 2 第 1 項、第 83 条の 2 及び作業環境測定法第 20 条の規定により、それぞれ、厚生労働大臣の指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、その事務の全部又は一部を行わせることができるとされており、現在、（財）安全衛生技術試験協会（以下「協会」という。）を指定試験機関として指定し、1 から 3 に係る試験の実施に関する事務の全部を行わせているところである。

5 試験の手数料

試験を受けようとする者が納付しなければならないこととされている手数料については、その額については労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345 号）第 6 条及び作業環境測定法施行令（昭和 50 年政令第 244 号）第 3 条に規定されている。また、納付については、労働安全衛生法第 112 条及び作業環境測定法第 49 条に基づき、指定試験機関に納付することとなっている。

手数料の額は次のとおりである。

(1) 免許試験を受けようとする者

- ・ 特別ボイラー溶接士試験

学科試験については 7,000 円、実技試験については 21,800 円

- ・ 普通ボイラー溶接士試験
学科試験については7,000円、実技試験については18,900円
 - ・ 揚貨装置運転士免許試験等
学科試験については7,000円、実技試験については11,100円
 - ・ その他の免許試験
7,000円
- (2) 労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者
24,700円
- (3) 作業環境測定士試験を受けようとする者
- ・ 第一種作業環境測定士試験
13,900円（特定科目の全部が免除される場合は10,600円）試験の科目が1を超えるときは、その1科目ごとに3,300円を加算した額
 - ・ 第二種作業環境測定士試験
11,800円

第3 労働安全衛生法関係試験の実施状況

1 受験申請者数全体の推移

労働安全衛生法に基づく免許試験（学科試験に限る）の受験申請者数は、図3-1のとおり推移している。これまで概ね16万人程度で推移していたところであるが、近年増加傾向にあり、平成19年度及び平成20年度においては、19万人を超えているところである。

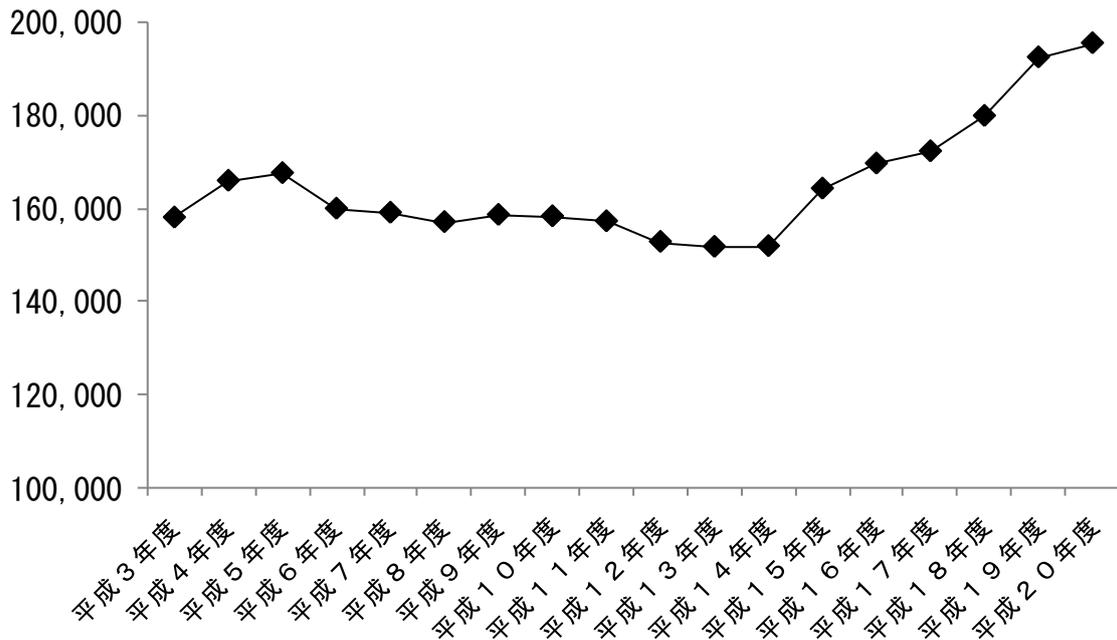


図3-1 受験申請者数（学科試験に限る）

2 安全衛生技術センターの概要及び出張試験

免許試験の実施に当たっては、指定試験機関である協会が、全国に7か所ある安全衛生技術センター（国の施設であり、指定試験機関に対し無償で使用することを認めている。各センターの概要については別添2のとおり。以下「センター」という。）において試験を行っているところであるが、受験申請者の利便性の向上のため、センターで実施する試験のほか、別途出張試験として、民間の施設を借り上げ、センターのない都府県等においても試験を行っているところである。労働安全衛生法に基づく免許試験に係る平成20年度におけるセンターでの試験実施回数及び受験申請者数並びに出張試験での試験実施回数及び受験申請者数については、表3-1のとおりとなっている。

表3-1 センター及び出張試験における試験実施回数及び受験申請者数	センターでの実績		出張試験での実績	
	回数	申請者数	回数	申請者数
北海道安全衛生技術センター	146	8,867	44	2,228
東北安全衛生技術センター	155	12,881	51	4,971

関東安全衛生技術センター	263	67,303	90	17,785
中部安全衛生技術センター	220	29,190	73	8,230
近畿安全衛生技術センター	203	30,717	33	5,345
中国四国安全衛生技術センター	189	23,850	73	9,021
九州安全衛生技術センター	165	22,719	53	7,632

※ いずれも学科試験に限る。また、出張試験での実績はセンターでの実績の内数である。

3 免許試験ごとの受験申請者数及び試験回数の推移

免許試験毎の受験申請者数及び試験回数の推移は、表3-2のとおりである。

免許試験の種類によって、受験申請者数及び試験回数に大きな差があり、最も多い第1種衛生管理者免許試験においては、6万人超の受験申請者に対し、219回の免許試験を実施しているところであるが、最も少ない高圧室内作業主任者免許試験においては、64人の受験申請者に対し、6回の試験を実施しているのみである（いずれも平成20年度の実績）。また、受験申請者数は、全体としては増加傾向にあるものの、発破技士免許試験等一部の試験については減少傾向にあるものも見受けられる。

表3-2 受験申請者数及び試験回数の推移試験の区分	平成18年	平成19年	平成20年
第1種衛生管理者免許試験	55,011	62,249	61,470
	201	212	219
第2種衛生管理者免許試験	25,356	29,318	29,429
	202	212	219
高圧室内作業主任者免許試験	61	56	64
	7	6	6
ガス溶接作業主任者免許試験	804	949	973
	19	18	18
林業架線作業主任者免許試験	224	186	194
	20	17	16
特級ボイラー技士免許試験	814	808	732
	7	7	7
1級ボイラー技士免許試験	10,527	10,061	9,949
	91	89	92
2級ボイラー技士免許試験	36,276	35,188	35,344
	211	212	207
エックス線作業主任者免許試験	7,101	7,892	7,659
	44	44	45
ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許試験	334	398	389

験		7	7	7
発破技士免許試験		826	529	358
		27	24	21
揚貨装置運転士免許試験	学科	546	649	637
		16	18	15
	実技	387	419	408
		12	13	10
特別ボイラー溶接士免許試験	学科	115	158	144
		14	14	11
	実技	124	206	137
		19	25	15
普通ボイラー溶接士免許試験	学科	731	843	908
		18	17	18
	実技	725	1,100	934
		33	53	42
ボイラー整備士免許試験		3,750	3,551	3,678
		48	46	44
クレーン・デリック運転士免許試験	学科	1,963	2,011	1,389
		127	122	114
	実技	120	272	261
		74	108	114
クレーン・デリック運転士免許試験 (クレーン限定)	学科	22,874	24,869	29,641
		134	135	136
	実技	5,541	5,628	5,491
		200	204	203
クレーン・デリック運転士免許試験 (床上運転式限定)	学科	93	154	175
		17	20	15
	実技	69	108	83
		20	21	15
移動式クレーン運転士免許試験	学科	5,616	5,852	5,661
		87	79	78
	実技	681	700	645
		63	61	60
潜水士免許試験		6,880	6,805	6,796
		52	54	54
労働安全コンサルタント	筆記	1,045	994	985
		1	1	1
	口述	385	196	274
		1	1	1

労働衛生コンサルタント	筆記	275	321	309
		1	1	1
	口述	321	367	359
		1	1	1
第1種作業環境測定士		1,203	1,132	1,165
		1	1	1
第2種作業環境測定士		1,689	1,865	1,778
		2	2	2

※ 上段が受験申請者数、下段が試験実施回数

※ 実技試験は、登録教習機関による実技教習を受講することにより、免除されることができる。

第4 検討事項及びそれに対する主な意見

1 論点

本検討会においては、以下の論点について議論を行った。

- ① 適正かつ合理的な試験制度のあり方
 - ・ 受験資格の見直し
 - ・ 技術の進歩等に応じた免許試験の区分の見直し
 - ・ 試験方法について
- ② 受験者の利便性等の視点に立った免許試験の実施
 - ・ 安全衛生技術センターの老朽化への対応を含めた試験会場の確保について
 - ・ 適切な試験手数料のあり方
 - ・ 試験実施について
- ③ その他

2 論点ごとの検討経緯及び主な意見

(1) 適正かつ合理的な試験制度のあり方

① 受験資格の見直し

ア 現状等

免許試験の受験資格として、免許試験の区分ごとに、学歴、実務経験、訓練、その他の免許や資格試験の合格等を定めている（具体的には別添1のとおり）。

イ 見直しの方向等

受験資格に実務経験を求めているものもあるが、免許試験の区分によっては、実務経験を求める機会が少ないもの、あるいは必ずしも実務経験を要しないようなものもあると考えられるとの意見もあり、実務経験は受験時ではなく、免許交付時までに必要な実務経験があればよいという整理もできるのではないかとこの意見があった。一方、その場合には、免許試験合格から免許交付まで一定の期間を区切る必要があり、その期間をどれぐらいに設定するのが適切かという問題もあるという意見もあった。

このため、受験資格については、安全衛生確保の観点から、さらに検討が必要ではないか。例えば、特に危険性が高い作業に係る資格については、事前の実務経験ではなく、事後の研修等により必要な技能を付与するスキームの導入及びそれによる受験資格の要件緩和等を検討できないか、また、衛生管理者のような、現場を巡視し作業者の管理を行うようなものについては、現場経験のない者に資格を与えるのは適切ではなく、受験資格に実務経験を設ける必要があるのではないかとこの意見もあり、全般的に専門的な検討が必要ではないか。

② 技術の進歩等に応じた免許試験の区分の見直し

ア 現状等

労働安全衛生法令に基づく免許試験は、現在、①第一種衛生管理者、②

第二種衛生管理者、③高圧室内作業主任者、④ガス溶接作業主任者、⑤林業架線作業主任者、⑥特級ボイラー技士、⑦一級ボイラー技士、⑧二級ボイラー技士、⑨エックス線作業主任者、⑩ガンマ線透過写真撮影作業主任者、⑪発破技士、⑫揚貨装置運転士、⑬特別ボイラー溶接士、⑭普通ボイラー溶接士、⑮ボイラー整備士、⑯クレーン・デリック運転士、⑰移動式クレーン運転士、⑱潜水士の18区分となっている。

イ 見直しの方向等

免許試験の区分については、受験者数が少ないものについては廃止や統合をしてはどうかという意見がある一方で、受験者が少なくても、資格に係る作業が現在も行われている、又は行われようとしているということであるので、当該作業における安全衛生の確保の観点から、廃止や統合はしないほうがよいのではないかという意見もあり、見直しには専門的な観点から慎重な検討が必要ではないか。

③ 試験方法について

ア 現状等

免許試験については、学科試験のみ又は学科試験及び実技試験により実施している。

また、労働安全・衛生コンサルタント試験は、筆記試験と口述試験により実施している。

さらに、作業環境測定士試験は、筆記試験により実施している。

イ 見直しの方向等

労働安全・衛生コンサルタント試験については、(2) ②アに記載しているように、大幅な支出超過となっていることから、経費のかかる口述試験を見直すなど試験方法を工夫することによって支出を抑制することも考えられる。

しかしながら、労働安全・衛生コンサルタントは、事業場の安全衛生についての診断及びこれに基づく指導を行う者であることから、コミュニケーション能力、指導力、説得力などが必要であり、事業場の安全衛生の確保に資するためには、引き続き口述試験を行うことが必要なのではないか。なお、口述試験については、試験員を現行の3名から2名にすれば人件費の削減が見込まれるので、試験員の負担を勘案しつつ検討してはどうか。

(2) 受験者の利便性等の視点に立った免許試験の実施

① 安全衛生技術センターの老朽化への対応を含めた試験会場の確保について

ア 現状等

免許試験の実施に当たっては、指定試験機関である協会が全国7か所にあるセンターにおいて試験を行っているほか、主要都市において出張による試験も行っている。

センターは、確実に試験が行われるよう国が計画的に設置し、協会に貸与したものである。センターは、北海道、東北、関東、中部、近畿、中国

四国、九州にあり、それぞれの所在地、施設の概要は別添2のとおりである。これらのセンターについては、受験者の利便性等の視点に立つと以下のような課題がある。

- ・ センターは都市部から離れた場所に立地しており、交通の便も悪く、受験者からの苦情等もある。
- ・ 各センターは、設置後 30 年以上経過して、近い将来、大規模な修繕が必要になると見込まれる。
- ・ 学科試験については、現在、全体の 3 割を利便性の高い都市部の民間施設を借り上げ実施している。

イ 見直しの方向等

受験者の利便性への配慮、施設の老朽化への対応を踏まえると、現在のセンターから、より利便性の高い民間施設等での試験の実施への移行を検討すべきではないか。

具体的には、学科試験についてはすでに約 3 割を出張試験で実施していることから、これを拡大し、都市部の利便性等の高い民間施設の借り上げを検討してはどうか。

実技試験については、民間の実技教習機関の施設の借り上げを検討してはどうか。

また、引き続き現在のセンターにおいて実施する場合においても、センターの施設の老朽化等への対応が必要となることから、①これまでどおり国が協会に貸与し、施設の修繕等については協会が行うことができるようにする、②現在保有している引当預金を活用し、利便性の高いセンターについては協会が買い取り、施設の修繕等についても協会が行う、といった案についてそれぞれメリット・デメリット等を検討し、改善していくことが必要ではないか。

② 適切な試験手数料の在り方

ア 現状

現在の試験手数料は、免許関係については、学科は一律 7,000 円、実技は、特別ボイラー溶接士が 21,800 円、普通ボイラー溶接士が 18,900 円、揚貨装置運転士、クレーン・デリック運転士及び移動式クレーン運転士が 11,100 円となっており、労働安全・衛生コンサルタント試験は、24,700 円、作業環境測定士試験は、第一種作業環境測定士が 13,900 円（試験の科目が 1 のとき）^{注1)}、第二種作業環境測定士が 11,800 円となっている。

手数料収入全体の額は、平成 20 年度では、免許試験は約 17 億円、労働安全・衛生コンサルタント試験は約 3,800 万円、作業環境測定士試験は約 3,800 万円となっている。一方で、支出の全体の額^{注2)}は、免許試験は約 12 億円、労働安全・衛生コンサルタント試験は約 1 億 6,000 万円、作業環境測定士試験は約 8,100 万円となっており、労働安全・衛生コンサルタント試験、作業環境測定士試験については、それぞれ単独で収支を見ると、大幅な赤字となっている。また、免許試験については、大幅な黒字となっていることから、

平成 21 年度から学科試験の手数料の額を 8,300 円から 7,000 円へと見直しを行ったところである。

注 1 特定科目の全部が免除される場合は 10,600 円、試験の科目が 1 を超えるときは、その 1 科目ごとに 3,300 円を加算した額

注 2 特定資産支出（退職手当引当預金支出を除く）を含まない。また、管理費支出、退職手当引当預金支出については、協会において按分した割合を使用している。

イ 見直しの方向等

免許の学科試験の手数料については、受験者数の多寡にかかわらず一律の金額となっており、受験者数に応じて手数料を見直すことも考えられるが、受験者数が少ない免許試験の手数料は高額となり、安全衛生の確保を図るために危険有害業務に義務付けられた免許取得の障害となることから、学科試験の手数料については現行どおり一律とするのがよいのではないか。

その上で、受験者数が少ないものについては、試験の回数を見直すことによりコスト削減を図ってはどうか。

労働安全・衛生コンサルタント試験については、収支が赤字となっていること、また、就業制限による免許の取得と異なり、個人の能力向上（キャリアアップ）の要素が強いことから、他の国家試験の手数料も勘案しつつ、試験手数料を値上げしてもよいのではないか。

また、手数料の設定に当たっては、議論の前提として試験の実施に要するコストが適正なものとなっていることが重要である。今後、試験を実施している協会の運営コスト自体が適正であることを確認するため、経費等について試験のコストが明確となるような報告を求めることが必要ではないか。

その上で、手数料改定についてはルールを明確化し、手数料を定期的に見直すことが必要ではないか。

③ 試験実施について

ア 現状等

免許試験については、受験者数によって、年間の試験回数が 6 回から 219 回まで（平成 20 年度実績）となっている（別添 3）。

また、試験の受験申請は、郵送又はセンターでの窓口受理により行っている。

イ 見直しの方向等

休日の試験回数や出張試験の増を望む声もあることから、利用者の要望も踏まえつつ、どの地域でも合理的な頻度で受験機会が得られるよう、試験実施地域や回数等を設定する必要があるのではないか。

また、さらなる利便性の向上のため、それに要する費用とそれによって利用者が受けられる便益を勘案し、可能であれば電子申請の導入を検討する必要があるのではないか。

そのほか、試験の実施について、利用者の要望を反映させるような仕組みを検討してはどうか。

(3) その他

労働安全・衛生コンサルタントの資格保有者の活用について検討すべきではないか。

第5 労働安全衛生法関係試験制度等の見直しの方向性

1 適正かつ合理的な試験制度のあり方について

(1) 受験資格の見直しについて

受験資格については、第4の見直しの方向等を踏まえ、各試験の区分ごとの受験資格の内容を全般的に専門的な検討をした上で、必要な見直しを行う。

(2) 免許試験の区分の見直しについて

現時点において特段の見直しの必要性は提起されなかったことから、現時点では見直しの必要はないが、引き続き、状況の変化に応じた必要な見直しの検討を行っていくべきである。

(3) 試験方法の見直しについて

労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験における口述試験は引き続き実施すべきとの意見が出されたほかは、現時点において特段の見直しの必要性は提起されなかったことから、現時点では見直しの必要はないが、引き続き、状況の変化に応じた必要な見直しの検討を行っていくべきである。

2 免許試験の実施方法について

(1) 試験会場の確保について

試験に関しては、都市部の利便性等の高い民間施設の借り上げ、出張試験による実施を増やすこと等について、協会において検討するよう要請を行う。

また、老朽化が進んでいる現在国有財産として保有しているセンターについては、受験者の利便性、快適性等を考慮し、施設の管理、修繕等について、いくつかの案についてメリット・デメリットを検討し、改善を行う。

(2) 手数料について

試験の実施に要するコストが適正なものとなっているか、試験を実施している協会の運営コスト自体が適正なものとなっているかを確認するため、協会に対し、運営に係る費用の適切な支出について要請するとともに、それぞれの試験のコストが明確となるような報告を求め、国が確認を行う。

その上で、手数料改定に係るルールを明確化し、手数料についての見直しを定期的に行う。

(3) 試験実施について

試験の実施に関しては、利用者の要望を踏まえた試験実施地域及び回数の設定等について、協会において検討するよう要請を行う。

3 その他

1及び2の他、本検討会において提示された意見については、必要性を勘案しつつ、個別に検討を行う。